

令和8年度マイナンバーカード取得促進事業業務委託企画提案募集要領

本公募は国及び県の予算成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、契約を締結しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

次のとおり企画提案を公募する。

令和8年3月24日
沖縄県企画部市町村課

1 委託事業名

令和8年度マイナンバーカード取得促進事業業務委託

2 事業目的

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であり、政府の方針として、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に促進することや、日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」を推進すること等が示されている。

こうした状況を踏まえ、依然として全国最下位の状況にある本県のマイナンバーカード保有枚数率の向上を図るため、商業施設等をはじめとする各種施設において、市町村と連携した出張申請受付や申請サポートを実施する。

3 提案上限額

50,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※うち宣伝及び集客等に係る経費は5,000千円以内とすること。

※各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

4 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和9年2月28日（予定）

5 委託業務の内容

別添「マイナンバーカード取得促進事業業務委託企画提案仕様書」のとおり

6 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。共同企業体の場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。

- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 次の各号に該当しない者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいる。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は次のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、参加資格(2)～(8)までの要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者ではないこと。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業として重複応募する者ではないこと。

7 応募手続等

(1) スケジュール

ア 企画提案公募開始	令和 8 年 3 月 24 日（火）
イ 質問受付期限	令和 8 年 4 月 8 日（水）
ウ 参加申込書提出締切	令和 8 年 4 月 10 日（金）
エ 企画提案書提出締切	令和 8 年 4 月 15 日（水）
オ プレゼンテーション審査	令和 8 年 4 月 24 日（金）（予定）
カ 審査結果通知	令和 8 年 4 月 30 日（木）（予定）

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

公告日から令和 8 年 4 月 8 日（水）まで

イ 提出方法

「令和 8 年度マイナンバーカード取得促進事業」【別添様式】質問書に記入の上、電子メールで提出すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 回答方法

令和 8 年 4 月 10 日（金）までに、沖縄県のホームページ「公募・入札」

に掲載する。なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和8年4月10日(金)

イ 提出方法 【様式1】参加申込書を「12 お問合せ先・提出先」に記載されているメールアドレスにメールで提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年4月15日(水)

イ 提出場所 沖縄県企画部市町村課（沖縄県庁7階）

ウ 提出書類 下記書類を持参又は書留郵便（必着）にて提出すること。

①【様式2】企画提案応募申請書・・・1部

②【任意】企画提案書・・・5部

③【様式3】会社概要・・・5部

④【様式4】業務実績書・・・5部

⑤【様式5】経費見積書・・・5部

⑥【様式6】宣伝及び集客等経費見積書・1部

⑦【様式7】誓約書・・・1部

⑧【様式8】共同企業体協定書・・・1部

②～⑤は順番に1部ずつ
フラットファイル等に綴
ること（A4縦、左綴り）

※⑧共同企業体協定書は、共同企業体の場合に限る。また、共同企業体の場合は、③会社概要、④業務実績書、⑦誓約書を構成員ごとに提出すること。

8 企画提案書等の審査

(1) 第一次審査（書面審査）

沖縄県企画部市町村課において一次審査（書類審査）を行い、主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数者（3者程度）を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、提案内容や経費等について審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、第二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面にて通知する。

ア 期日：令和8年4月24日（金）（予定）

イ 各事業者の持ち時間は30分程度とし、20分をプレゼンテーション、10分程度を質疑応答時間とする。提出した提案書により説明を行うこと。

9 契約について

(1) 契約締結の手續

委託候補者と業務内容及び契約金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(3) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、契約締結後、契約金額の一部について概算払請求を行うことができる。

(4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 経費の計上

対象経費は、事業執行に必要な経費とし、以下の区分で【様式 5】経費見積書に記載すること。

また、計上した経費のうち、宣伝及び集客等に係る経費を抜き出し、【様式 6】宣伝及び集客等経費見積書に記載すること。

経費区分	備考
(1)人件費	本業務に従事する者の作業時間に対する人件費
(2)事業費	旅費、謝金、使用料、消耗品等、印刷製本費、通信運搬費等、本事業に必要な経費
(3)再委託費	県との取り決めにおいて、受託者が当該業務の一部を他社に行わせる（委託、準委任又は請負）のために必要な経費
(4)一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 $((1)人件費 + (2)事業費) \times 10/100$ 以内 ※小数点以下切り捨て、(2)事業費から再委託費は除くこと
(5)消費税相当額	$((1)人件費 + (2)事業費 + (3)再委託費 + (4)一般管理費) \times 消費税率 (10/100)$ ※小数点以下切り捨て

11 その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出する企画提案書は、1 事業者当たり 1 案に限る。

(3) 提出された企画提案書等については返却しない。

(4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(5) 採否に関する異議申立て等は受け付けない。

- (6) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県企画部市町村課と委託候補者とで別途協議して決定することとする。

12 お問合せ先・提出先

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階
沖縄県企画部市町村課 行政班 (担当: 佐々木、廣瀬)
TEL : 098-866-2134 E-mail : aa017019@pref.okinawa.lg.jp